

# 行事鈔における懺悔法

佐 藤 達 玄

## 一

乗的傾斜を助長した要因は、

今の諸師盛んに行うに多く十誦に依れり<sup>(1)</sup>。

出家者たちの発心修行の目的が、釈尊の開顕した真理の把握にあるとするならば、出家者自身が、まず第一に正法の実践者であることを自覚し、生活の浄化を計らなければならぬ。そのためには、菩提心の具体的な現われとしての威儀作法のすべてが、戒と律とに密接な関わりを持つことが要請されるのである。

道宣の戒学が「四分律」に立脚して、戒律の伝統的立場を忠実に継承し、しかもそれに中国的変容を加えながら、大乗的性格を附与しようとして、大小乗戒の一体化をめざそうとしたことは明らかである。しかしそうした意図とは裏腹に「行事鈔」の随處に、部派の伝統的解釈を依用して小乗戒的性格を濃厚に打出し、釈尊の制戒の精神に迫ろうとする道宣の宗教的情熱を推知することができる。このような道宣の小

のも一樣ではなかつた。これについて道宣は「行事鈔」で、遂古の師、並びに悔法を施すに、増減隱顯ありて臆課の者多く、教に照すに文なく、行を檢するに律に違せり。<sup>(2)</sup>

といつてある。この道宣のいう「遂古の師」とは誰かについて、元照は「四分律行事鈔資持記」卷中四下の「釈懺六聚法篇」において、

古師とは諸家の集羯磨を指す。僧鎧の羯磨の如し。初めに懺残を出し、二に懺偷蘭にて白二法懺に重輕を分たず。三に懺捨墮に単提を簡ばず、四に懺余罪に罪相を顯わさず。提舎・吉羅並びに法を出ださず。又、曇諦の羯磨は、初めに亦懺残、二に懺捨墮、三に懺余罪なり。謂く単提・提舎。

蘭吉は同一の法懺にして、詞句並びに捨墮に同じ。<sup>(3)</sup>

といつて、康僧鎧の「羯磨」と、曇諦の「羯磨」を挙げている。——この両羯磨について先学は、訳語の点からみて康僧鎧・曇諦の訳出ではなく、「四分律」訳出後、中国で撰述されたものであるといつてある。——また、東塔宗の祖懷素（六二四—六九七）も「僧羯磨」の序において、懷素のころには曇無德部系統の羯磨本に、康僧鎧・曇諦・光統・法願・道宣等が撰集した五本が存在したといつてある。そしてその割注で、康僧鎧本は「しばしば増減がありて律文に乖く」とい、曇諦本は「非を去ると雖も、未だ誤過を祛らず」とい、

光律師本は「述録正本に順わず」とい、隋願律師本は「文

に依るに片言も増減なし。然れども律本を評するに損益なきに非ず」と批判している。<sup>(5)</sup> 懺素は道宣と同趣旨のこととのべているから、元照がいうように、古師を代表とする諸家の羯磨本は、諸種の儀礼に関する知識が不十分であつた初期の時代を反映して、事儀を加え改めたり、或は立法に出没があり、懺法も根拠がなく、作用も律法に違うものであつたから、批判者が多かつたという実状もよく分る。このように教団の生命ともいうべき諸種の宗教儀礼が不完全な時代に、罪状に適合した治罰や服罪規則の制定は、教団の運営上からみて、なによりも早急に整備しなければならなかつことはいうまでもない。

犯罪の発露と懺悔については、古来より「五篇七聚説」がとられているが、道宣は「四分律」のいう七聚説に基づかなければ、「六聚説」を主張し、六種の懺法の差別を明らかにするために諸經論を引用して中國的潤色を加えたのである。

(1) 「行事鈔」卷中一、「隨戒釈相篇」第十四、大正四〇、五九

頁下

(2) 同卷中四、「懺六聚法篇」第一六、大正四〇、九六頁上。

(3) 「行事鈔資持記」卷中四下、大正四〇、三四九頁中。

(4) 平川彰「律藏の研究」二〇四頁以下。西本龍山「四分律比丘戒本講讚」九一页。横超慧日「中國仏教の研究」二六頁。

(5) 「僧羯磨」卷上并序、大正四〇、五一頁中。

罪の意識と懺悔の心情を具体的な姿で現わす方法として、「行事鈔」は理懺・事懺・律懺の三種についてのべ、「四分律宗」の立場はこの三種の中の律懺にあるとして、

今、懺悔の法に大略二あり。初めは則ち理懺、二は則ち事懺にして、この二種は道に通じ、俗を含めり。若し律懺を論ぜんには、唯だ道衆に局る。<sup>(1)</sup>

といふ、三種懺法の対象とその意味するものは何であるかについて具体的に説いている。まず理懺については、

理は智利に拠りて彼の罪性を観ず。妄心を覆うに由りて、便ち妄業を結す。還た須らく妄の本性無生なるを識るべく、念々に心を分（わきま）うれば、業は迷に隨いて遣らん。……理懺を言わんには既に智人在り。則ち多く方便をもつて施為する所に随つて、恒に無性なりと觀ず。無性なるを以ての故に、妄我の託するなく、事として我より生ずるに非ざれば罪福は主なく、分に見、分に思ひ、分に除き、分に滅すること、人の醒覚して則ち眠醉せざるが如くなり。然るに理の大要是三種を出です。一には諸法は性空無我なりと。この理をもつて心を照すを名づけて小乗となす。二には諸法は本より相是れ空にして、唯情の妄見のみと。この理をもつて照用するは小菩薩に属す。三には諸法

は外塵本より無し。實に唯識のみありと。この理深妙にして、唯意のみ縁知す。是れ大菩薩、仏果の証行なり。故に摂論に云く、唯識は四位に通ず等と。この三理を以て智の疆弱に任せて、事に隨うて縁を觀せんに、罪として遣らずということなし。故に華嚴に云く、一切の業障の海は皆妄想より生ず。若し懺悔せんと欲せば、當に真事相を求むべしと。かくの如く大懺せんに、衆罪雲のごとくに消えん。然れば則ち事は罪業を懺し、福にして是れ生に順ず。<sup>(2)</sup>

といつてはいる。すなわち、理懺は出家在家に通じて、利根の者が修するもので、その行儀は般若の空觀に基づき、諸法は空、無我であるゆえ、罪性も空であると觀するものである。したがつて妄想より生じた罪業意識にとらわれずに、つねに真実相を求めようとする大懺（実相觀）に徹するならば、衆罪は雲のように消滅するであろうといつてはいる。そしてこの理懺を修する目的として「福を樂える時は須らく理觀を修すべし」というが、この「樂福修理」とは「鈍を転じて利と為す」ことを目指すものである。<sup>(3)</sup><sup>(4)</sup>

次に事懺については、

若し事懺を論ぜんに、彼の愚鈍に属す。未だ理を見ざるに由りて我倒常に行じ、妄業、心を翳い境に隨つて纏附し、動すれば必ず行を起し、行は三有に纏う。為に真觀を説けども心昏うして智迷う。ただ道場を嚴淨して称歎、虔仰し

或は礼拝に因み、或は誦持に仮りて旋繞して誠を竭さん  
に、心に勝境を縁するを得ん。則ち業に輕重定不定の別あ  
りて、或は報を転するあり、或は輕受するあり、並に仏名  
・方等の諸經に明す所の如し。<sup>(5)</sup>

と、いっている。この事懺も出家在家に通ずるものである  
が、これは愚鈍者が修するもので、「心昏うして智迷う」鈍  
根者のために、その行儀は「仏名經」・「方等陀羅尼經」・「虛  
空藏經」・「瞻察經」などが説いているように、ただ「道場を  
嚴淨して称歎、虔仰し、或は礼拝に因み、或は誦持に仮りて  
旋繞して誠を竭す」ことにあり、身口意の三業からなる懺法  
を修するものであるといっている。そして罪の意識は唯識觀  
に基づいており、罪に対する処置も、唐の大覺が「四分律鈔  
批」卷三十三において、

此の事懺は但だ能く業を伏すること易し。業とは旧業な

り。その種子なお在るが如し。……論するに至り報を得、

未だ全く除くべからず。<sup>(6)</sup>

といい、また宋の景霄も「四分律行事鈔簡正記」卷十五に  
おいて、

事懺は妄業の根本を除かず。但だ能く不定業を転じて輕受  
せしむ。<sup>(7)</sup>

といつて いるように、理懺が減罪を目指すのに対し、事懺  
は伏罪であるが、目的とするところは除罪にあることはいう

までもない。

さらに律懺については、  
若し律懺を論ぜんに、唯道衆に局る。犯は受に託して生ず  
るに由り、本を汚さんには須らく淨くし、還た初受に依り  
て次第に之を治すべく、篇聚の立儀、悔法はこれに準ず。<sup>(8)</sup>  
といつて いる。この律懺について、宋の景霄は「四分律行事  
鈔簡正記」卷十五において、

律懺に依るとき、理觀に縁るを妨げず。故に云く、理事の  
両縁、この釈を許さざるあり。心を以てすれば無並に慮な  
り。正しく事懺を行すべからざるとき、更に能く理に縁る  
が故に。今、故にただ出家の人に約するに、多く理觀を閑  
ず。先づ律懺に依るに、却って制罪の説に違う。然る後、  
心を観じて理に達す。故に下の文に云く、篇聚は教に依り  
て自ら滅す。<sup>(9)</sup>

といい、また唐の大覺も「四分律鈔批」卷二十三において、  
若し律懺を論ぜば、比丘は篇聚懺法に依る。上の二種中の  
事に非ざるなり。<sup>(10)</sup>

と説明している。このように律懺は前二者と違つて、出家  
衆に限られたものである。比丘たちは出家受戒に際して、僧  
伽の規則を遵守する旨を誓約して受戒するわけであるが、そ  
の誓約に違反したという具体的的事実に基づいて行われるもの  
がこの律懺である。またその罪状に対する治罰は、伏罪であ

るとする。しかして律懲の目的とするところは、除災招福という現世利益を目指すものであり、あくまでも僧伽の久住と、持戒持律の出家道を遵守するにあることは、律懲の性格からみて当然である。道宣は律懲に対する基本的立場について、つぎのように述べている。

鈔者云く、仏法東流してより此の法を行するもの亦少し。縱い悔を行することありとも、則ち小を棄て大を取りて、仏名・方等等に依りて而し懲すること、余が意未だ安んぜざる所なり。心に厭欣を懷くに依りて、未だ大道に合わず。<sup>(11)</sup>

右の道宣の見解によれば、仏法が東伝して以来、この律懲を行うものは少く、たとい行するものがあつても、律懲は小乗法であるからとの理由で、これを捨て去り、「仏名經」や

「方等經」が説いている懲法を大乗法であるとして行つてゐるが、それは自分としては不満足なものである。小乗法を厭い、大乗法を欣うという欣厭の心を懷くようでは、いまだ仏道に適つた態度とはいえないといふのである。

それでは、その律懲とはどのように行うべきであろうか。「行事鈔」によれば、

律の中に犯じて懲せんには、必ず須らく識知して疑わざるべき、名種に善宜にして聚に依りて歴別し、同篇は合懲し、異聚は別悔す。又、罪を牒して法に入れ、数に随つて之を称えよ。若し忘れて知らざらんには乃し「憶せず」と

云うべし。又、行懲者あるを見るに、是非未だ分たざるに輒ちに懲主と為し、端坐して受懲す。前人既に自ら曉めざるに、故らに請じて之を治せしめ、或は「衆学の諸罪」といい、或は「是の罪に預る者」とい、或は「若しは迷忘あり」とい、或は二篇同懲し、或は無犯を而し犯と言い、或は重を犯じて軽という。此の如きの失法の侃嘗、罪逃隠せず反りて自累を成す、何ぞ能く他を弁ぜん。故に須らく罪懲を照達して明かなること水鏡に逾ゆべく、彼此に私隠なく、情と事とに相応するあらしめんには、則ち順教の仏事と為すべし。何となれば律宗は相に約するを以て、相に違せんに心事俱に非なり、大乗の三報同じく皆一懲なるには類せず。<sup>(12)</sup>

と、律懲の方法を具体的に述べてゐる。すなわち、律藏に基づいて懲悔するときは、罪名や罪種をはつきりと認識した上で、同類は合懲し、異類は別々に懲悔するのである。また罪名を書き記し、罪数に随つて称え、もし忘れて知らないときは、「記憶していない」というべきである。また行懲者をみると、是非を弁えずに気安く懲悔主となる者がある。懲悔主は自分自身、罪名が判然としないのに、「衆学の諸罪」といい、或は「是の罪の関係者」であるとい、或は「はつきり覚えていない」とい、或は二篇同懲し、或は無犯を犯といい、或は重犯を輕犯というような過ちは、逃れ隠れること

はできないのみか、かえつて累を免れることができないのである。このようなことで、どうして他の犯罪を云々することができるようか。律宗にあつては、具体的に現れた罪相に従うのみで、その相分が食い違つてゐる場合には、それが主觀的にも客觀的にも、過ちであろうとも、大乗の現報・生報・後報の罪障をみな一度に懺悔するのとは、類を異にするものであるというのである。

右のように道宣の場合は、いま世に行われている大乗法としての懺法が、律の規制に悖るところがあるから、これを認めずには積極的に排除しようとする意図が、強く動いていたことを看過することはできない。道宣の戒学が四分通大乗を標榜するとするならば、当然、大小乗で行われる懺悔の作法が、一体となつた形で具体化されることが予想されるのであるが、道宣は律懺に基づく立場をとる限り、部派仏教以来の伝統的な解釈に依存する傾向が顯著となつてくる。それは当時の末法に対する強烈な意識が、教團の運営のすべてを、釈尊の教説の中に求め、その教説を遵守することが仏法の久住につながるものである、という意識によつていたとみてよいであろう。

道宣は「行事鈔」の中で、諸經論を文証として引用しながら、犯した罪を発露して懺悔する方法として、古来より伝えられている「五篇七聚」説に従わずに、「懺法乃し多きも、

要は唯六位なり<sup>(13)</sup>」といつて、六聚説を立てたのである。これについて道宣は、

五篇七聚は義に約して差分するも、正しく罪科を結するには止（ただ）六法を樹つ。今、六聚に依りて且らくその名を釈せんに、一には波羅夷、二には僧伽婆尸沙、三には偷蘭遮、四には波逸提、五には波羅提々舍尼、六には突吉羅なり。<sup>(14)</sup>

といつて、六項に分けて説明している。以下、六聚説に基づく懺悔法を考察しよう。

(1) 「行事鈔」卷中四、「懺六聚法篇」第一六、大正四〇、九六頁上  
(2) 同、大正四〇、九六頁中。  
(3) 同上。

(4) 「四分律行事鈔資持記」卷中四下、大正四〇、三五一頁中。  
(5) 同、大正四〇、九六頁中。

(6) 「四分律鈔批」卷三三、続藏第一輯第六七卷第五冊、四六七頁。

(7) 「四分律行事鈔簡正記」卷一五、続藏第一輯第六八卷第五冊四三八頁。

(8) 「行事鈔」卷中四、「懺六聚法篇」第一六、大正四〇・九六頁上中。

(9) 「行事鈔簡正記」卷一五、続藏第一輯第六八卷第五冊、四三八頁。

(10) 「四分律鈔批」卷二三、続藏第一輯第六七卷第五冊、四六四頁。

- (11) 「行事鈔」卷中四、「懺六聚法篇」第一六、大正四〇、九九頁中  
 (12) 同、大正四〇、一〇一頁上。  
 (13) 同、大正四〇、九六頁中。  
 (14) 同、卷中一、「篇聚名報篇」第一三、大正四〇、四六頁下。

### 三

#### (1) 懺波羅夷法

**波羅夷** (parajika) 罪は教団追放の罪であり、教団に復帰することや、出家者としての一切の資格が剥奪される罪である。四波羅夷の最初の婬欲こそ、迷界受生の根源であり、また戒律の出発点である。道心堅固な者でも、時には煩惱の虜になつて、婬欲を行ずることもあるから、道宣も婬欲の不可避なことを重視して、その取扱いに苦慮している。

婬欲に関しては、ペーリ律以外のすべての律が特例として許容しているのは、「波羅夷学悔」・「与学沙弥」の制度である。この制度が認められた思想的背景として、「蓮華面經」・「除恐災患經」・「賢愚經」・「大悲經」等の存在が考えられる。これらの經典は一様に末世比丘の妻帯生活に言及しており、不婬戒はすでに名目的なものになつてしまつていて、が知られるのである。

戒律は本来、身・口二業の清浄を重視したものであるが、「成実論」卷十四の「定具品」には、

七婬欲経の中に説くが如く、身犯さずと雖も、心不淨なるが故に戒も亦不淨なり。又、破戒の因縁はこれ諸の煩惱なり。若し能く制伏して淨持戒となす。又、声聞の持戒は但だ泥洹の為なり。仏道を求むる者は、大悲心を以て一切衆生の為に戒相を取らず。能く此の戒をして菩提性の如くせしむ。此くの如きの持戒を名づけて清淨といふ。

とあるように、身・口二業よりも精神的な清淨が持戒の相であると説く論理的飛躍は、婬欲解放を默認しようとする風潮の強まつていたことを立証するものである。ことに羅什訳の「諸法無行經」に、

若し人、成仏せんと欲せば、貪欲を壞すること勿れ。諸法即貪欲、是くの如く知らば則ち成仏す。<sup>(2)</sup>

貪欲は是れ涅槃、恚癡も亦是くの如し。<sup>(3)</sup>

といつてゐるよう、根本煩惱としての貪・瞋・癡の三毒が涅槃であるという積極的な主張こそ、婬欲を思想的に肯定した最たるものであろう。持戒持律の生活を極端なまでに主張した道宣が、肯て「波羅夷学悔」・「与学沙弥」の特例を認めなければならなかつた思想的な流れが、このように明らかに諸經論の中に認められることを見逃してはならないのである。

また「十誦律」卷五十六によると、

波羅夷与学沙弥の行法とは、若し比丘婬欲を作り已つて、

乃至弾指の間も覆藏心を生ぜざれば、衆僧は白四羯磨を以て還び是の比丘に学法を与う。<sup>(5)</sup>

といつているように、姪欲を行じても覆藏心のない比丘には、比丘性を維持させるための救済手段が講じられているところに、大乗戒を標榜した道宣の氣脈と相通するものがあつたといえよう。「行事鈔」はこの与学沙弥の行法として、「十誦律」を引用して、

十誦に若し重戒を犯じて如法に羯磨を乞えるには、仏所結の戒は一切受行すべし。大比丘の下に在りて坐し、大僧と与に三夜を過ぐるを得ず、白衣沙弥と与に二夜を過ぐるを得ず、僧の為に布薩、自恣の二羯磨を作すを得んも足数するを得ず、余の一切羯磨は作すを得ず、歲を受くるを得んと。<sup>(6)</sup>

といつてはいる。だがこの波羅夷比丘も清浄比丘と同様に、仏陀の制戒は一切受持するのであるが、正規の比丘としては認められない。このため波羅夷比丘は生涯、比丘の最下位、沙弥の上位に位置するものとし、衆中にて律を誦することもできないとされている。したがつてこの比丘は、僧伽で行なう説戒や羯磨には出欠自由であるが、再び波羅夷罪を犯したときは減擯されるという規定である。

さらにまた、この波羅夷比丘は正規の比丘でないため、その比丘に限つて「隨順の行法」<sup>(7)</sup>を守らせることを定めている。

「行事鈔」は「僧綱大綱篇」で尽形寿守るべき事項を三十五事あげ、それを次のように七種に分類してのべている。

「己に汝が為に訶責を作し已れり、今三十五事を奪わん、尽形に作すことを得ざれ、もし能く隨順して違逆あることなからんには、僧は當に量処すべし」と。何者が三十五なる。七種の不同あり。

(1) 初の五はその眷属を奪うなり。一には応に人に大戒を授くべからず。二には応に人の依止を受くべからず。三には応に沙弥を畜うべからず。四には応に僧差を受けて比丘尼を教授すべからず。五には若し僧差するとも応に往くべからず。

(2) 二の五はその智能を奪うなり。一には応に説戒すべからず。二には若し僧中に毘尼の義を問答せんに応に答うべからず。三には若し僧差して羯磨を作さしめんに応に作すべからず、四には若し僧中に智慧を簡び集めて共に衆事を評論せんに、その例に在るべからず。五には若し僧差して信命を作さしめんとも応に作すべからず。

(3) 三の五とは其の順従を奪うなり。一には早く聚落に入るを得ざれ。二には暮に偏りて還るを得ざれ。三には比丘に親近すべし。四には応に白衣外道に近づくべからず。五には諸比丘の教に順従すべく、異語を作すべからず。

(4) 四の五とはその相続して後に犯すことを奪うなり。一には応に更に此罪を犯すべからず、余も亦応に犯すべからず。

(謂く残の為に罰責を作し下) 二には若しは相似若しは此より生ずる(罪を犯すべからず)(相似とは謂く同一の篇罪なり。此より生ずと屏坐す) 三には若しは復此より重き(罪を犯すべからず)(謂く提を犯して治せらるる) 四には応に羯磨を嫌うべからず。

(後に更に残を犯する等なり) 五には応に羯磨人を罰すべからず。

(5) 五の五は其の供給するを奪うなり。一には若し善比丘為に坐具を敷いて供養すとも応に受くべからず。二には応に他の洗足を受くべからず。三には応に他の洗足物を安くを受くべからず。四には応に他の革履を拭うを受くべからず。五には応に他の身を揩摩するを受くべからず。

(6) 六の五は其の恭敬を制するなり。一には応に善比丘の礼拝・合掌・問訊・迎逆・持衣鉢等を受くべからず。

(7) 七の五は其の他の事を証正するを奪うなり。一には応に

善比丘を挙げて為に憶念を作し、自言を作さしむべからず。二には応に他の事を証すべからず。三には応に布薩を遮すべからず。四には応に自恣を遮すべからず。五には応に善比丘と共に諍うべからず。

といつてある。しかし道宣は、波羅夷比丘に対するこの制裁に満足できず、「治禪病經」を引用してさらに厳格な体罰を課することを要求して、

重を犯じて懲せん者は僧伽梨を脱して安陀会を著し、心に慚愧を感じ、僧に供し、苦役し廁掃き糞を担う等、此の行儀の法は須いん者は彼の如くす。<sup>(9)</sup>

というように、掃廁担糞等の苦役を課すべきであると強調している。これは当時、各地の寺院で行われていた僧制を採用したものであろう。この僧制の採用は、当時盛行していた菩薩戒が理儀を重視して、事儀を軽視し無視しがちであった実態を改め、併せて「十誦律」を盛んに依用していた中国出家教団の趨勢に逆らうこともできなかつたし、また中国の伝統的習俗も無視できなかつた。このような事情から、戒律とは別箇の存在である僧制や寺誥を積極的に採用するという、二重構造的性格を示したものと解することができる。ここに現実を無視することのできなかつた律僧としての道宣の、会通的態度で臨まねばならなかつた事情を看取することができるのである。

「行事鈔」は、中国仏教界で行われていた僧制の内容をつぎのように伝えている。

寺別に制を立つるに多く教に依らずして、飲酒醉乱し上下を輕欺する者は、錢及び米を罰す。或は余の貨賊を以てすと。当時には同和して後に、便ち違拒して肯て輸送せず。茲に因りて重を犯じ、或は杖罰を行じ、枷禁錠鎖し、或は財帛を奪つて以て用いて衆に供し、或は苦役して地を治せ

しめ、草木を斬伐し、禾を鉗き刈刈せしめ、或は周年苦役し、或は失奪に遇うに因みて、便ち倍して償わしむ。或は破戒の制を作りて、季別に次に依りて禾を鉗き穀を刈らしむ。若しは僧食及び僧物を分ちて酒肉を科索し、淨人に媒嫁し、奴婢及び余の畜産を売買す。或は順俗の制を造りて、重を犯せるをば囚禁して、赦に遭うて免るるを得、或は自ら貨賄もて方便して脱るるを得、或は賊物を奪つて利に因りて利を求む。或は非法の制あり、過罪ある者は露わに僧中に立て、地に伏せて灰を吹かしめ、僧に對して杖罰せしむ。是の如きの衆例は皆聖旨に非ざるなり。<sup>(10)</sup>

前述のように、律藏と僧制との会通を試みた道宣は、その理論的根拠を「五分律」卷二十二の、

諸比丘に告げたまえり、「是れ我が所制なりと雖も、而も余方に於て以て清浄と為さざらんには、皆應に用うべからず。我が所制に非ずと雖も、而も余方に於て必ず應に行すべからんには、皆行ぜざるを得ず」と。<sup>(11)</sup>

というところに求めているのである。

また、大乘戒としての「瑜伽師地論」卷四十「本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品」第十之一では、波羅夷罪を「他

勝處法」又は「波羅夷處法」と訳しているが、「波羅夷處法」とは、波羅夷に處する法とか、波羅夷に相当する法の意味で

あって、大乘戒には律藏にみえるような教団追放の規定はな

く、たとえ波羅夷罪を犯しても、菩提心さえあれば再び受戒して、教団に復帰することが許されるのである。「瑜伽師地論」卷四十一の姪戒の説明によれば、

姪欲の法を習い、心を菩薩に継ぎ非梵行を求むるを見れば、菩薩見已りて、作意思惟し、心をして恚り多く非福を生ぜしむることなし。若し其の欲に隨わば便ち自在を得、方便して安處し善根を種えしめ、亦當に其をして不善業を捨て、慈愍心に住して非梵行を行ぜしむ、是の如き穢染の法を習うと雖も、而も犯す所無く多くの功德を生ず。<sup>(14)</sup>

といつて、姪欲を積極的に肯定する立場から発言している。これは律藏がいう波羅夷罪が、出罪の余地のない無余の罪であるのとは全く異なるものである。「瑜伽師地論」はさらに配罪に言及して、

また此の菩薩の一切の違犯は當に知るべし、皆是れ惡作の所攝なりと。<sup>(15)</sup>

といつて、ここにいう「惡作」とは、「五篇七聚」の中でもつとも輕罪である「突吉羅」に當るから、「瑜伽師地論」でのべる大乘菩薩僧の破戒行為は、すべてこの波羅夷処法と惡作罪の二種に收まる事になるといえよう。

(1) 「成実論」卷一四、大正三二・三五一頁中。

(2) 「諸法無行經」大正一五・七五一頁上。

(3) 同、大正一五・七五九頁下。

(4) 佐々木憲徳「非梵行の戒律を論ず」(「仏教研究」第四卷第五号所収) 参照。

(5) 「十誦律」卷五六、大正二三・四一八頁下。

(6) 「行事鈔」卷中四、「餓六聚法篇」第十六、大正四〇・九六頁下—九七頁上。この文は「十誦律」の本文とは相當異なつてゐる。

(7) 「行事鈔」卷上二、「僧綱大綱篇」第七では「順從法」といふ。大正四〇・一九頁下。

(8) 同、大正四〇・一九頁下—二〇頁上。

(9) 同、卷中四、「餓六聚法篇」第一六、大正四〇・九七頁上。なお「治禪祕要法」卷下には次のようにのべてある。

「如負債人、心懷慚愧、應當償之。一心一意、脫僧伽梨、著安多会、諸清淨僧所、五体投地、如大山崩。心懷慚愧、懺悔諸罪、為僧執事、作諸苦役、掃廁担糞、經八百日。然後復當澡浴身體、還著僧伽梨、入於塔中、一心合掌、諦觀如來眉間白毫大人相光。一日至七日、至智者所、求索懺悔」  
(大正一五・三三七頁上)

(10) 「行事鈔」卷上二、「僧綱大綱篇」第七、大正四〇・一一頁中。

(11) 「五分律」卷二二、大正二二・一五三頁上。

(12) 「瑜伽師地論」卷四〇、大正三〇・五一三頁中下。

(13) 「菩薩地持經」卷五、大正三〇・九一三頁中。

(14) 「瑜伽師地論」卷四一、大正三〇・五一七頁下。

(15) 同、大正三〇・五一二頁上。

(2) 餓僧殘法

波羅夷罪を犯した者でも、本人の希望によつては特例を適

用して、比丘性の保持を認めるという大乗的見解を、この餓僧殘法にも展開させているのである。

僧殘(samīghādissa)は、波羅夷罪につぐ重罪であり、この罪を犯した比丘には別佳(parivāsa)、摩那埵(mānatta)の行法を課するが、それらを如法に行つたことが二十人以上の僧伽によつて認められた時にのみ再び比丘として僧伽に復帰(abbhāna)できるのである。ペーリ律によると、

比丘にしてこれらの何れかを犯して、知りて覆藏せば、その日数だけをかの比丘は不本意ながら別佳すべし。別佳しなお比丘は更に六夜摩那埵に入るべし。摩那埵を竟れば、かの比丘は、そこに二十人比丘僧伽あるときは、復帰(を許さるべ)し。若し二十人に一人にても少なき比丘僧伽なれば、かの比丘を復帰せしめんとするも、かの比丘は復帰を許されず、また、かの比丘は呵責せらるべし。これこのときの如法行なり。<sup>(1)</sup>

と記されている。また「毘尼母經」卷七にも、

云何が僧殘と名づく。僧殘とは所犯を僧中に応に餓悔すべし。一人の辺にてすべからず。乃至二三人の辺に餓悔するを得ず。衆中に餓悔するを名づけて僧殘となす。一切の比丘の餓悔する所の事、皆応に僧中なるべし。僧為に作すこれを僧殘と名づく。又僧殘と云うは、残は少しく在るありて滅せず。名づけて僧殘となす。又復僧殘とは人の他の為

に研られて、残に咽喉あるが如し、之を名づけて「残」と為す。二人共に陣に入りて鬪うに、一は他の為に害せられて命絶す。二は他の為に害せられて、少しく在りて断ぜざる

が如し。断ぜずとは、若し好医良薬を得れば、除差することを得べし。若し無ければ差やすべからざるなり。僧残を犯す者も亦復かくの如し。少しく懺悔すべきの理あり。若し清浄大衆を得、為に如法に懺悔滅罪の法を説けば、此の罪除くべし。若し清浄の大衆なれば、除滅すべからず。

是れを僧残除滅法と名づく。教えて別住せしめ、六日行摩那埵を行じ、阿浮呵那を行じ、阿浮呵那を行じて清浄を得竟り、所犯處に於て解脱(2)をえ、解脱起を得已りて更に復犯さず、是れを僧残と名づく。

と具体的に説明している。僧残罪を犯した比丘が、直ちに

それを僧伽に告白して贖罪を乞えば、摩那埵（六日六夜謹慎懲悔する治罰法）を与えるのである。しかし、もし犯戒後、

幾日か覆藏していた場合には、その覆藏していた日数だけの「別住」を与え、別住期間が終つた後で、さらに摩那埵を行ずるのである。このように別住・摩那埵は、いずれも犯戒者が僧伽に乞うて、その罪に服する形式がとられている。しかし、別住や摩那埵に服している比丘が、その期間中にさらに僧残罪を犯し、覆藏せずに告白した者には「本日治」を課するのである。本日治を課せられると、それまで行じた別住や

摩那埵は無効となり、始めからやり直さなければならない。こうして摩那埵が終了すると、僧伽によつて出罪が認められるのである。

以上のように律の規定は、犯戒者に対する制裁は嚴重であったが、そのねらいは、教団運営と、在俗者との関係を重視した点にあつたことはいうまでもない。道宣もこの伝統的な解釈にしたがつて、「行事鈔」の「懺六聚法篇」において、「略して対治を知るに四別あり」として、

一には須らく覆藏の情過を治すべし。謂く、波利婆沙なり。此方には義翻じて或は覆藏と言ひ、或は別住と言う。

母論に言く、何が別住と名づく。別に一房に在りて僧と同処なるを得ず、僧中に入ると雖も談論するを得ず、亦答うるを得じと。

二には覆藏の罪を治す。謂く、突吉羅なり、後の正懺の如し。

三には僧残の情過を治す。謂く、摩那埵なり。論に云く、秦に意喜と言うなり。前に自意に歡喜し、亦慚愧を生ずと雖も、亦衆僧をして歡喜せしむ。前の喜に由るが故にその少日を与え、少日に因るが故に始めて喜の名を得。衆僧歎じて言く、此人、此の改悔に因りて更に煩惱を起さず清淨人と成る、是の故に喜ぶのみ。

四には僧残罪を治す。謂く、阿浮呵那なり。此の中には善

見翻じて喚入衆羯摩と為す。或は拔除罪根と名づく。母論に云く、清淨の戒生じて淨解脱を得、善く持して起去するが故なり<sup>(3)</sup>と。

とのべて、別住・覆藏・摩那埵・阿浮訶那（復帰の意）の四つをあげ、「毘尼母論」「律二十二明了論」に基づいて解説を試みているのである。

道宣は餓僧残を説明するに当つて、正量部の律疏である「律二十二明了論」が、

偈に曰く、「及び上起罪の五種方とを解せよ」と。釈して

曰く、五方とは、人、僧伽胝沙罪を犯じて出離を得んこと

を求めるに、若し人、彼が為に提舍那羯磨を作さんと欲せ

んに、此の人必定して應に先に五種上起法を憶持して、後

に羯磨を作すべきが如し。一に僧伽胝施沙罪相を観じ、二

に為に人を簡択して藏罪、不藏罪相を知り、三に業聚學処を観じて、為に四部等の衆を簡択し、四に業相應學處を観じて、為に白四等の羯磨を行じ、五に十三僧伽胝施沙の中、一日夜等の藏不藏を観じ、為に有藏・無藏等の地に、宿住摩捺多等を立つることを顯わすなり<sup>(4)</sup>。

といつているのを取上げて、「行事鈔」でつぎのように説明している。

斯の五方を僧は須らく觀察して、始めて人の為に罪を上起せしむべし。方は猶ほ法のごときなり。此の五方を釈する

に即ち五門と為す。上起と名づくる所以は、往前に犯罪処に墮在す、故に名づけて下と為す。罪相続するが故に隨戒の無作を遮して生ぜざらしむ。今若し餓悔せんに、相続を遮するに約して、還りて清淨の対治護を受持するを得るが故に、戒法続生す。之を称して起と為す。第二の白法に、前の犯罪の時の下を翻ず、故に名づけて上と為す。是を以て餓悔を總じて上起の法と名づくるなり。又知るべし、提舍那とは此に発露と云う。謂く、此の餓悔は是れ発露の法なるが故なり。上起を行ぜんと欲せば、須らく五方を知るべし。

といい、これに統いて五方の内容を詳説している。すなわち、

第一方とは、謂く、是残と非残とを検定することを知る。即ち具闕の義を知るなり。縁を具せば重を成じ、縁を闕けば便ち軽なり。故に（明了）論に云く、「一には僧殘罪相を觀ずとは、故意に不淨を出だすに於ては、罪中の根本相なり。若し人己に大比丘戒を受け、若し如來己に此の戒を制し、若し人癒法に至らざるに、若し人欲心ありて不淨を出ださんとし、若し不淨己に出だす等、此の人則ち僧殘を犯せるなり。余に於て略して相を説くこと亦是の如し。広説すること波羅提木叉論の如し。」論に準じて律を解せんに、上來は即ち是れ通別の二縁なり。謂く、癒法に至らざ

る己前は是れ通縁なり。若し人欲心あるの下は、是れ別縁なり。具せんには便ち残を犯じ、闕かんには便ち蘭を犯す。（以下略）

第二方とは、論に曰く、「覆藏の相とは、若し僧残罪の中に於て、僧残罪の見を起し、彼に従いて上起せんと欲せず、発露心なきに由りて、覆うこと一夜ならば、此の人によるて此の罪己に藏せられしなり。」此れ謂く、憶識して疑わざるに発露せざるが故なり。「若し人知らず憶せず、或は疑い、或は非罪の見を起すが故に、此の罪を藏せんに、此の罪は藏せられず」と。論に準じて律を解せんに、須らく諸門分別すべし。十種の不同あり。

として、一に形差、二に法差、三に病差、四に過差、五に人差、六に業待時差、七に敬難差、八に無心覆差、九に無慚愧差、十に心迷故差の十種について詳説しているが、今は省略する。

第三方とは、論に「叢聚の学処を観じて為に四部等の衆を簡択し」と曰えるは、四部とは謂く四僧なり。僧に位四ありと雖も、今、此の懺境は前二（覆藏と六夜）は四人僧、後の二（出罪）は二十衆なり。此に異なれば則ち成ぜず。若し行する時、境を仮りて説く者、前の二は下一人あるに至り、次の一は局りて僧に対し、出罪は一席の法なり。

第四方とは、「業相応の学処を観じて、為に白四等の羯磨

を行じ」とは、其の法位に三（単白・白一・白四）ありと雖も、此の治残の法は、事並びに上品なるを以ての故に、齊しく白四なり。中に就いて用法の位に極めて四あり。謂く、別住と六夜と本日治と出罪として、前後に之を説くが如し。

第五方とは、論に曰く、「十三残罪の中に於て、一日夜等の藏・不藏を観じ、為に有藏・無藏等の地に宿住・摩捺多等を立つることを顯わすなり」と。地とは処所の名、謂く、波利婆沙等の四位なり。此の位の中に於て、若し有藏ならば即ち宿住地を行ず。謂く別住法にして、要らず須らく宿を経て別住法を行すべきが故に、宿住と曰う。若し無藏なれば直ちに摩那埵を行すべきが故に、有藏無藏等の地に、宿住・摩捺多等を立つと云う。即ち是れ覆あれば三法を行じ、覆なければ二法を行ず。用薬の分<sup>(5)</sup>齊、相対の法なり。要するに僧残の罪相についていえば、故意に不淨を出すこ

とは、罪中の根本相である。にもかかわらず、僧残罪を犯していることを自覚していながら懺悔せず、発露心もなく、覆藏すること一夜なりとも、この者はすでに僧残罪に処せられるのである。その羯磨作法の必要人員は、別住と六夜摩那埵は四人以上、出罪は二十人以上の現前僧伽で行うのである。また治残の法は、白四羯磨で、別住・六夜・本日治・出罪の四つである。

仏教々団における諸罰則は、すべて犯戒者が自發的に僧伽に告白するか、或は他より告発されて、その罪の輕重や服罪の条件等が僧伽の合議によつて決定されることになつてゐる。だが、道宣の当時、服罪は必ずしも規定通りに守られてゐなかつたようで、「行事鈔」には「覆を行ずる者多く日を満ぜず」といつてゐるし、諸律師間にあつても、

理を立つるに互に同異を加う。今取りて盛んに之を行ず。<sup>(6)</sup>

とあるように、僧残に対する解釈が区々で、法の適用に異論があつたようであるが、それでも律の規定を遵守しようとするとする氣風は旺盛であつたことが知られる。

(1) 「南伝大藏經」卷一、三一三頁—三一四頁。

(2) 「毘尼母經」卷七、大正二四・八四二頁上。

(3) 「行事鈔」卷中四、「餓六聚法篇」第十六、大正四〇・九七頁上中。

(4) 「律二十二明了論」大正二四・六六八頁上中。

(5) 「行事鈔」卷中四、「餓六聚法篇」第十六、大正四〇・九七頁中—九八頁上。

(6) 同、大正四〇・九九頁中。

### (3) 懲諭蘭遮法

諭蘭遮(thullaccaya)は「粗罪」と訳され、波羅夷・僧殘

につぐ重い罪で、波羅夷・僧残における末遂罪である。「善見律毘婆沙」卷九では、

諭蘭遮とは、諭蘭は大、遮は善道を障えて後、惡道に墮す

るを言う。一人の前に於て懲悔する諸罪の中、此の罪最も大なり。<sup>(1)</sup>

といつてゐるよう、諭蘭遮は一種の重罪で、波羅夷等の五篇に撰しない罪過のうち、突吉羅罪を除いたその他的一切の罪をいうのである。「行事鈔」は「餓六聚法篇」第十六で、徒生諭蘭と自性諭蘭の二種に分け、「篇聚名報篇」第十三で、戒分所収の重罪と、威儀分所収の輕罪との二種に分けて考察している。

この罪の懲悔法について「十誦律」卷五十七は、つぎのようにのべてゐる。

波羅夷より生ずる重諭蘭遮は、応に一切僧の前に悔過除滅すべし。波羅夷より生ずる輕諭蘭遮は、応に界外に出で四比丘衆に悔過除滅すべし。僧伽婆尸沙より生ずる重諭蘭遮は、亦界外に出で四比丘衆に悔過除滅し、僧伽婆尸沙より生ずる輕諭蘭遮は、一比丘悔過除滅す。<sup>(2)</sup>

また、「薩婆多毘尼摩得勒伽」卷三、「僧羯磨」卷中等は、いづれも「十誦律」に基づいて説明してゐるが、「四分律刪補隨機羯磨」卷下では、これを上中下の三品に分けて説いてゐる。

さて、前述の「徒生諭蘭」とは、波羅夷罪或は僧残罪を犯そうとしたが、遂に成就しなかつた因罪をいい、これを方便罪ともいつてゐる。「自性諭蘭」とは、すでに罪過を成就し

て善根を断じたもので、「毘尼母経」卷七は、その断善根の罪業をつぎのように述べている。

一に人肉を食うは偷蘭なり。二に人皮を畜うるは偷蘭なり。三に陰上の毛、腋下の毛を剃るは偷蘭なり。四に薬を用いて大便道に灌ぐは偷蘭なり。五に人髪の欽畔羅を畜うるは偷蘭なり。六に裸形にて行くは偷蘭なり。七に石鉢を畜うるは偷蘭なり。八に瞋恚して衣を破るは偷蘭なり。<sup>(6)</sup>九に瞋恚して房を破るは偷蘭なり。十に瞋恚して塔を破るは偷蘭なり。これを自性偷蘭と名づく。

「行事鈔」は偷蘭遮罪の懺悔法について、(1)大衆前懺法、(2)小衆懺法、(3)一人懺法の三種に分けて詳細な説明をしているが、道世によれば、この三種は「十誦律」に依ったものであるといっている。

道宣は上に説明した懺波羅夷、懺僧残、懺偷蘭の三懺について、

上来の三懺は事すでに是れ稀なり。事稀なりと謂うには非ず。罪は多きも懺すること少き故なり。然るに智人は過を犯じては悔を思うこと必ず多し。脱し隠して出ださずんば、即ち疎略を成せん。文已に繁広なるも事実に遺漏す。必ずもし懺滌せんに準量と為すに足らん。<sup>(8)</sup>

といつてゐるよう、道宣の頃には三懺を課すべき犯戒者は多かつた。だが彼等の中で、道心ある者(智者)の間には、

自己の罪業を懺悔する者は多かつたが、無道心(愚人)の者にあつては、懺法を行することは稀であつたといひて、末法時の教団の様相を伝えてゐる。

- (1) 「善見律毘婆沙」卷九、大正二四・七三三頁下。
- (2) 「十誦律」卷五七、大正二三・四二五頁上。
- (3) 「薩婆多毘婆沙」卷三、大正二三・五八三頁上。
- (4) 「僧羯磨」卷中、大正四〇・五二七頁中。
- (5) 「四分律刪補隨機羯磨」卷下に、「罪縁兩種。初明獨頭偷蘭有三差別。如破法輪僧・盜四錢・盜僧食等、名上品。若破羯磨法・盜三錢以下・互有衣相触等、名中品。若惡心罵僧・盜一錢・用人髪・食生肉血・裸身著外道衣等、名下品」(大正四〇・五〇七頁上)といふ。
- (6) 「毘尼母経」卷七、大正二四・八四三頁上。
- (7) 「毘尼討要」卷四、続藏第七十卷第二冊、一六七頁。
- (8) 「行事鈔」卷中四、「懺六聚法篇」第十六、大正四〇・一〇一頁上。

#### (4) 懺波逸提法

道宣は波逸提法において、「初めは三十捨墮を明し、後は九十に約す」といつて、捨墮罪と波逸提罪を一緒に取扱つてゐるのが、これは両者とも罪としては波逸提罪であるからである。このように波逸提法を捨墮と單墮とに一分したのは、「毘尼母経」卷三や「律二十二明了論」に依るものであることは明らかである。

捨墮法は尼薩耆波逸提法 (nissaggiyā pācittiyā dham-

ma)ともい、「(不正所得品を)捨して懺悔すべき法」のいみで、不正な手段で得た衣類・金銭その他の財物を僧伽に棄捨して、その行為を告白懺悔するものである。

まず三十捨墮であるが、三十条の禁戒の半数近くが衣に関するものである。衣については「行事鈔」の「二衣總別篇」で詳細に論じているが、その捨財については、  
諸捨乃ち多きも、事現することは三五にして、畜長・離衣  
・販売の三事に過ぎず。<sup>(1)</sup>

と要領よくまとめている。その「捨」は僧伽に対し捨するのであり、懺悔・出罪も僧伽が認めるのである。

道宣も「四分の一律は宗是れ大乘なり」<sup>(2)</sup> というように、四分分通大乗の立場から、

行者若し捨墮せんと欲せんには、先づ須らく心を捨すべし。若し心捨てざらんに両相勞擾せん。<sup>(3)</sup>

といい、さらに「薩婆多論」を引用して捨心の模要として、つぎのように三項目をあげ、

(1) 衣己に捨し、罪己に悔し、畜心断ぜんには、当日に本財及び意外の財を得るに受くるを得ん。

(2) 衣己に捨し、罪未だ悔せず、畜心断ぜんには、当日に本罪及び外財を得んに吉羅を得ん。

(3) 衣は捨て他に与え、罪己に悔し、畜心断ぜざらんには、当日余日に本財及び意外の財を得んに、並に捨墮を犯す。<sup>(4)</sup>

といつてはいる。そして捨罪法として七項目を挙げる中、懺悔主を請ずる場合の条件として、

必ず須らく根本俗人より己来、五戒八戒を破らず、仏法の中に入りて十戒具戒の中の重を犯せざる者なく、下の四聚の罪も曾て経て、律の懺法に依れる者なるべし。<sup>(5)</sup>

といつてはいる。このような条件にかなう清淨者の前に至り、互跪合掌して懺悔するのであるが、この場合の懺悔の順序として、

一には根本波逸提、此は最後に懺す。二には徒生根本の三突吉羅は根本の前に在りて懺す。三には徒生覆藏の六品の吉羅は最も前に在りて懺す。云何をか六品とするや。一には根本を覆する吉羅、初夜を経たる一品と、第二夜の一品と、余の著用と黙妄とに例して、各二品あれば前に通じて六品なり。並に犯者に拠せて之を言い、必し此の九品なきには亦謹誦するを得ざれ。大いに誦する者を見るが故に、重ねて之を言うも、猶お恐らくは誦する者あらん。知りぬ復奈何がせん。當に復奈何がせん。今正しく初に六品の律蔵を懺す。<sup>(6)</sup>

という行法をのべてはいる。しかしこのような懺法は「繁重にして生善に難きを致す」<sup>(7)</sup>のみでなく、僧衆を勞するため、當に捨衣の前に於て、別処にて九品の少罪を悔すべく、僧中に至るに臨んで、單に根本のみを題さんには、最も是れ

機要たり。<sup>(8)</sup>

といつて、簡略化することを提唱しているのである。なおこの捨墮罪は、元来一人の持戒清浄な比丘の前で懺悔すべきものであるのに、「行事鈔」では、

須らく五人已上にして方に羯磨を行すべし。四人して若し作さんには、ただ対首するを得んのみ。<sup>(9)</sup>

と、異説を唱えているが、それは懺悔自体の重要性を互に認識することを強調するための発言であろう。

また衣法を無視した破戒比丘に忠告しても、

犯罪長時にして心智頑鈍に、苦語を聞くと雖も、未だ心を動かすに足らざらん者には、亦必ずしも誠示せざれ。<sup>(10)</sup>

と、匙を投げて道宣の心情からみて、破戒無慚の徒がいかに多かつたかが知られるのである。

九十單墮に関しては、同門の道世が「毘尼討要」の中で一言もふれていないことからみて、この問題については余り異論がなかつたものと思われる。このことは、九十單墮は財物に対する罪ではなくて、妄語・両舌・殺畜生・飲酒等の罪であるから、三十捨墮のように僧伽に捨すべき財物がないため、ただ懺悔主となる比丘を求めて、三人乃至一人の前で懺悔すれば、出罪が可能となるものである。この点、「四分律」卷四十六の「遮犍度」十四で、波逸提を犯すを「破威儀」として軽く取扱つてゐるのはそのためであろう。これについて

道宣は正しい懺法を示して、

先に一清浄知律の比丘にして、罪を解くに堪えん者を請じ、共に空静の処に在り、或は仏像の前に對して、儀を具して之を請すべし。<sup>(11)</sup>

といい、懺悔の方法については、

若し徒生の罪あらば、前の如く根本の初に之を懺せよ。或は九品・六品・四品・三品・二品なるあり。依りて有無を知るべし。過量坐具・新色の三衣の如き、並に著用あり。故に須らく先に悔すべし。

と、實に詳細に説明しており、道世に比して道宣の緻密さが窺われる。

(1) 「行事鈔」卷中四「懺六聚法篇」第十六、大正四〇・一〇一頁中。

(2) (3) (4) 同上、大正四〇・一〇二頁上。

(5) 同上、大正四〇・一〇二頁中。

(6) 同上、大正四〇・一〇二頁下。

(7) (8) 同上、大正四〇・一〇三頁上。

(9) 同上、大正四〇・一〇三頁中。

(10) 同上、大正四〇・一〇三頁下。

(11) (12) 同上、大正四〇・一〇三頁下。

(5) 懺提舍尼法

道宣は「行事鈔」の「篇聚名報篇」第十三で、波羅提々舍尼(pātidesaniya)について、

義を以て向彼悔と翻す。対治の境に従つて以て名を立<sup>(1)</sup>つ。

といつてゐる。「五分律」卷十<sup>(2)</sup>、「薩婆多毘尼毘婆沙」卷九<sup>(3)</sup>、「解脱戒經」<sup>(4)</sup>等では、「悔過法」といつてることからも分るように、波羅提々舍尼とは「告白さるべき」とか、「懺悔すべき」という意味であり、波逸提より軽い罪で、(1)受比丘尼食戒、(2)比丘尼偏心授食戒、(3)学家受食戒、(4)阿練若安坐受食戒の四戒が語つているように、食事に関する些細な問題で、そこには捨財する何物もないから、ただ自己の犯した罪を他人に発露するのみである。「行事鈔」はその懺悔告白について、前述の鐵波逸提では三回懺悔すべきであるが、ここでは一回でよいといつてゐる。これは「薩婆多毘尼毘婆沙」卷九<sup>(5)</sup>が、この懺悔は「一人の辺に一説する悔過なり」といつている懺悔法に依つたものであることが分る。

(1) 「行事鈔」卷中一、「篇聚名報篇」第十三、大正四〇・四八  
頁上。

(2) 「五分律」卷十、大正二二・七頁下。

(3) 「薩婆多毘尼毘婆沙」卷九、大正二三・五六一頁上。

(4) 「解脱戒經」大正二四・六六三頁下。

(5) 「薩婆多毘尼毘婆沙」卷九、大正二三・八四三頁上。

(6) 懺突吉羅法

「十誦律」卷十九「明一百衆學法」の各戒条をみると、衆學法を犯した者は突吉羅(dukkata)に該當するといい、各戒条の内容を「応に学すべし」といつてゐる。この「應當學」

について、「薩婆多毘尼毘婆沙」卷九の「衆學初」では、問うて曰く、「余篇戒には應當學とは言わざるに、而も此の戒のみ独り爾るや」と。答えて曰く、「余の戒は持易くして而も罪重し。犯せば則ち罪を成す。或は衆に悔し、或は對首に悔す。此の戒は持し難くして而も罪は輕し。脱るること爾り。犯すあれば心に悔み念じ、学せば罪即ち滅するなり。戒は持し難くして犯じ易きを以ての故に、常に心に慎みて念じて学すべきなれば、罪名を結せずして直ちに應當學と言うなりと。」

といつてゐる。しかし衆學法を犯したからといつても、これこれの罪に墮すとはいつていないのである。「毘尼母經」卷七には、

突吉羅とは名づけて惡作となす。身口の律儀を犯すを名づけて惡作となす。<sup>(2)</sup>

といい、道宣も「行事鈔」に、

四分戒本には式叉迦羅尼と云う、義翻じて應當學と為す。

胡僧は守戒と言つたり。此の罪微細にして之を持すこと極めて難し。故に學に隨い守に隨い、以て名を立つ。(中略)此の律に百衆學あり、尼法は大僧に指同せり。七衆の中にては此一部を分ちて以て二聚と為す。身を惡作と名づけ、口を惡說と名づく。或は突吉羅を惡說と云うは必ず解判あり。<sup>(3)</sup>といつてゐるようすに、突吉羅罪に該當する罪過は、身

口より生ずる日常の行儀作法であつて、罰則ではなく、ただ注意を喚起する程度の軽い過失に対する誠めであると解すべきである。しかし微細な罪といつても、微細なりに輕重の区別はあるはずである。これについて道宣は「行事鈔」で、

輕重を分つ中にて、重きを獨柯多と名づけ、輕きを学対と

名づく。梵音は息叉柯羅尼 (sikṣakaraniya)、中国の世音は息法柯羅尼 (sikkhākaraniya)にして、同じく翻じて学対と為す。若し身口に動ぜざるは、輕ければ責心して即ち滅す。若し身口に動じて則ち重ければ、人に対して方に滅す。此間には輕重を分別することを解せずして、通じて衆学と名づくるは謬れり。<sup>(4)</sup>

といって、二種の懺法があることをのべている。これについて「薩婆多毘尼毘婆沙」卷九は、前述のように心悔するだけ、口に出して懺悔する必要はないといつてはいる。しかし「大沙門百一羯磨法」には、

長老よ、一心に念ず。我れ某甲比丘、女人の衣に触れて突吉羅を得たり。是の如く三説す。<sup>(5)</sup>

といつて、他人に懺悔すべきことを規定しているのである。この両資料によれば、突吉羅罪には、(1)心悔、(2)対人懺の二種の懺悔法があつたことが知られるのである。しかし道宣は、

突吉羅罪は律文中に依るに二種の不同あり。一には故作の

故に応懺の突吉羅を犯じ、又、非威儀の突吉羅を犯す。二には若し故作ならざらんには非威儀の突吉羅のみを犯す。亦二懺の法を分たず。<sup>(6)</sup>

といつてはいる。この「二懺の法を分たず」という点は、道世の「毘尼討要」<sup>(7)</sup>も同じである。

懺悔法については、道宣は「摩夷論」(毘尼母経)に基いて、故作には人に対して一説して悔し、誤作には責心して悔す。明了論・薩婆多は亦同じく此の如し。此則ち両懺灼然として通衢自ら顯れたり。<sup>(8)</sup>

といって、自己の立場の正当性を強調している。だが道宣は、

此來の諸師は旧解に相沿い、文に依りて謹誦して同じく皆責心せり。又、律文の小罪は人に従うて懺せずというを引けり。此文未了なり、須らく論をもつて之を解すべし。<sup>(9)</sup>

といって、当時行われていた懺法の誤りを指摘している。道宣は懺法を明して、

若し但だ心地に起るは方便なきも、若し身口に動ぜんに遠近の二方便あり。若し根本を懺せんに方便随つて滅す。重罪は重く責心し、軽罪は但だ「此の如きの心を起すべからず」というなり。是を責心懺悔と名づけ、亦下に通じて用うべし。<sup>(10)</sup>

といつて、つぎの懺悔文を示している。

大徳一心に念ぜよ。我は某甲比丘なり。姪戒の遠方便突吉羅を犯じて数を憶せず。今、大徳に向つて発露懺悔す。願わくは大徳、我を憶せよ。<sup>(11)</sup>

といつて、これを「説して便ち止む」とい、しかも「此文は四分にあることなし」といつている。

さて、上述のように、衆学法に対する見解が不同であるのは、おそらく諸部派間における戒条数の差異が多いことに原因しているものと思われる。これについて道宣は、吉羅は最微なれば広く墮法を誦すべからず。僧祇に同ぜざれ。彼には墮罪を合するが故なり。

といつて、「僧祇律」が越学法（越は順わないの意で学法を疎そかにする罪で越毘尼罪ともいう）という名称を与えていたが、衆学法の内容からみて、墮罪に処するほどの性質のものでないと道宣はみている。すでにふれたように「四分律」卷四十六「遮犍度」で、

若し波逸提・波羅提々舍尼・突吉羅・惡説を破すと言わば、是れを破威儀と為す。<sup>(13)</sup>

という説明が、道宣の「吉羅は最微なれば広く墮法を誦すべからず」という真意をよく言い当てると思われる。

だが、戒学を重視する道宣の立場からすれば、軽微な罪でも懺悔によらなければ清浄は得られないゆえ、道宣も伝統的

な悔過の作法に従うことを規定して、「先に徒生を悔し、後に根本を明す」といつて、清淨比丘に対しても発露懺悔すべきであるといつている。

(1) 「薩婆多毘尼毘婆沙」卷九、大正二三・五六一頁下—五六二頁上。

(2) 「毘尼母經」卷七、大正二四・八四三頁上。

(3) 「行事鈔」卷中一、「篇聚名報篇」第十三、大正四〇・四八頁上。

(4) 同上、大正四〇・四八頁中。

(5) 「大沙門百一羯磨法」大正二三・四九二頁中。

(6) 「行事鈔」卷中四「懺六聚法篇」第十六、大正四〇・一〇三頁下。

(7) 「毘尼討要」卷四に

「第六懺突吉羅者、此律有二種。一故作犯根本突吉羅、又重犯非威儀突吉羅。二不故作直犯非威儀突吉羅。雖有二文仍不分兩懺之法。今依摩夷論云、若故作者對一人懺、誤作者自責心懺。明了論云、輕者責心、重者對人。薩婆多論亦爾。」（続藏第七十套第二冊、一六八頁）

(8) 「行事鈔」卷中四「懺六聚法篇」第十六 大正四〇・一〇三頁下。

(9) 同上。

(10) 同卷中一「篇聚名報篇」第十三、大正四〇・四八頁中。

(11) 同卷中四、「懺六聚法篇」第十六、大正四〇・一〇四頁上。

(12) 同上。

(13) 「四分律」卷四六、大正二二・九〇八頁下。

(14) 「行事鈔」卷中四「懺六聚法篇」第十六、大正四〇・一〇四

頁中。

#### 四

以上「行事鈔」における六聚の懺法を考察したが、道宣が

のべた懺法には、仏祖以来の伝統を具体化しようとする護法的立場が強く現わされていて、六聚の懺法もこのように行われるべきであるという一つの型を、四大広律や諸経論の中に求めてのべたものであるが、それらが果して実行されたかどうかは頗る疑問である。「四分律行事鈔資持記」の著者元照も歎いていよいよに「六聚の懺法は地に墮つること久しう」といつているが、これが当時の教団の実状を物語つていると理解すべきであろう。

ことに私度僧・偽濫僧の眼に余る破戒行為や、寺院生活の世俗化と、それに伴う僧尼の私財の蓄積が急速に進行していた当時としては、戒律の遵守はきわめて困難であつたと思われる。

道宣にしてみれば、末法なるが故に正法を具現するためには、ぜひとも戒律の正しい理解と実践が必要であり、それはすべてに優先すべきであり、そのことが仏法久住のための唯一の方法であつたから、些細な問題に対しても忠実に実践しようと努めた道念こそ、高く評価すべきである。

(1) 「四分律行事鈔資持記」卷中四下に

當隋唐之世、僧英極衆仏法大興尚云亦少。況今末法焉可言哉。六聚懺法墮地久矣。僧徒造惡穢迹亘言。或臨布薩則安坐默然抱過畢生死猶無悔。豈非妙藥雖留毒氣深入不肯服耶。云々（大正四〇・三四四頁上）

とのべている。